

労働基準法「改正」に反対し、雇用と人権を守る緊急措置の実行を
求める意見書

厚生労働大臣は、今国会に提出する労働基準法「改正」法案要綱を労働政策審議会に示した。焦点となっていた解雇規定について、“裁判で解雇が無効確定とした場合、労働者が望んでいなくても金銭による雇用契約の打ち切りができる”との内容は見送られた。これは労働界や法曹界などから厳しい批判がでており、裁判制度上も矛盾が多いため、見送らざるを得なかったのである。

しかし、示された要綱が、使用者は「労働者を解雇することができる」と原則解雇自由を打ち出したことは重大である。「客観的かつ合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は、権利の乱用で無効としているが、これは例外扱いなのである。

解雇権乱用を本質とする契約社員など有期労働契約の上限を現行1年から3年（高度専門業務の一部を現行3年から5年）に延長するとし、不安定雇用をいっそう増大させる内容にもなっている。

いくら働いても決めた時間だけ働いたとみなす裁量労働制は、企画職への導入を簡単にし、本社以外にも拡大することを打ち出している。違法な「サービス残業」を合法化しようとするものである。

こうした内容の法「改正」が行われるなら、労働者の雇用と人権はいっそう脅かされ、職場はさらにルールのないものになってしまう。

よって、本市議会は、厚生労働大臣が示した労働基準法の「改正」案に反対するとともに、労働者の雇用と人権を守るために政府が以下の緊急措置を実行するよう強く求めるものである。

- 1 「サービス残業」の根絶と長時間残業を規制する実効ある措置をとること。
- 2 48.8%までに下がっている年休の取得率を、最低でも80%以上とする目標をもって行政指導を行うこと。
- 3 恒常的な長時間残業や有給を取れないことを前提にした企業の生産計画・要員計画をなくすための行政指導を行うこと。
- 4 青年、特に高校卒業予定者の深刻な雇用問題を解決するため、これらの青年が正規に雇用されるよう特別の手だてと予算措置を政府として講じること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 3月20日

三鷹市議会議長 吉野博明